

務	00	01	30年
(令和37年3月末まで保存)			
(令和37年3月末まで有効)			

交 規 第 8 9 7 号
令 和 7 年 3 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

交通安全施設等設置管理要綱の制定について

この度、信号機をはじめとした交通安全施設等の適正な設置及び管理のため、交通安全施設等設置管理要綱を別添のとおり制定し、令和7年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

担当 交通規制課 安全施設係
管 制 係

別添

交通安全施設等設置管理要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）の規定に基づき、青森県公安委員会（法に基づき委任された者を含む。）が行う交通安全施設等の適正な設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の意義

- 1 警察署等
警察署及び高速道路交通警察隊をいう。
- 2 警察署長等
警察署等の長をいう。
- 3 交通情報収集装置
車両感知器、テレビカメラ等交通情報を収集する装置をいう。
- 4 交通情報提供装置
交通情報板、光ビーコン等交通情報を提供する装置をいう。
- 5 中央装置
交通管制センター（特定地域に配置するセンターを含む。）に設置し、情報を一元的に処理する装置をいう。
- 6 信号機等
信号機、道路標識及び道路標示をいう。
- 7 交通安全施設
交通情報収集装置、交通情報提供装置、中央装置及び信号機等をいう。
- 8 付帯装置
交通安全施設に付帯して設置する電源装置等をいう。
- 9 交通安全施設等
交通安全施設及び付帯装置をいう。

第3 基本方針

- 1 信号機等の設置
信号機等の設置に当たっては、交通規制の実効が上がるよう歩行者又は車両等の運転者がその前方から見えやすいように設置しなければならない。
- 2 交通安全施設等の維持管理
交通安全施設等の更新、補修、障害物の除去等の維持管理を適正に行い、常に良好な状態を保つとともに、損傷、障害、滅失その他の理由により、その効用が損なわれ、又は他人に危害を及ぼすことのないように配慮しなければならない。

第4 交通安全施設等の管理体制

1 総括管理責任者

- (1) 警察本部（以下「本部」という。）に総括管理責任者を置き、交通部長をもって充てる。
- (2) 総括管理責任者は、交通安全施設等の設置及び管理に関する業務全般を管理する。

2 管理責任者

(1) 本部

- ア 本部に管理責任者を置き、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）をもって充てる。
- イ 本部の管理責任者は、青森県公安委員会の交通規制に関し、交通安全施設等の設置及び管理についてその責に任ずるとともに、警察署等の管理責任者に対し、交通安全施設等の点検、管理及び運用について指導するものとする。

(2) 警察署等

- ア 警察署等に管理責任者を置き、警察署長等をもって充てる。
- イ 警察署等の管理責任者は、本部の管理責任者の指導を受け、警察署長等の交通規制により設置する道路標識の管理についてその責に任ずるとともに、青森県公安委員会の交通規制により設置した交通安全施設等の点検、管理及び運用について、第一次的な責に任ずるものとする。

3 運用責任者

- (1) 交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）及び警察署等に運用責任者を置き、当該事務を担当する警部級職員をもって充てる。実情により、これによりがたい場合は、当該事務を担当する警部補級職員をもって充てるものとする。
- (2) 運用責任者は、管理責任者の指揮監督を受け、交通安全施設等が常に良好な状態に保つため、交通安全施設等の点検、管理及び運用に当たるものとする。

第5 保守管理及び点検

1 保守管理

本部の管理責任者は、交通安全施設等の機能を維持するため、適正な保守管理を行うものとする。

2 点検

管理責任者は、交通安全施設等の適正な維持管理及び運用を図るため、次の点検を行うものとする。

(1) 常時点検

通常活動を通じて、交通安全施設等の外観状況、視認性、その他異常の有無の点検を行うこと。

(2) 定期点検

本部の管理責任者が点検月間等を設定し、定期的かつ計画的に対象地域等を定めた点検を行うこと。

なお、交通安全施設等の点検を業務委託する場合は、委託内容に係る業務を定

期点検に代えることができる。

(3) 特別点検

地震、風水害、豪雪、その他の理由により交通安全施設等に異常が発生し、又は発生するおそれがあり、管理責任者が特に必要があると認めた場合に、異常の有無の点検を行うこと。

第6 点検結果の記録

管理責任者は、交通安全施設等の点検結果について必要な内容を電子データ等で確実に記録し、適正な管理を行うとともに、障害又は破損等を認めた場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な細部事項は、別に定める。